

五島市ごみ処理施設整備及び運営事業の  
総合評価落札方式一般競争入札について（公告）

五島市ごみ処理施設整備及び運営事業について、総合評価落札方式一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

平成28年12月6日

五島市長 野口市太郎

1 総合評価落札方式一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 五島市ごみ処理施設整備及び運営事業
- (2) 業務場所 五島市浜町740
- (3) 業務期間
  - ① 設計・建設業務；事業契約締結日から平成31年12月31日まで（29か月間）
  - ② 運営業務；平成32年1月1日から平成51年12月31日まで（20年間）
- (4) 事業の内容

本施設においては、高性能、最新鋭のごみ処理施設とすることはもちろん、建設場所の立地条件、環境との調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮し、かつ維持管理の容易な施設を建設し、20年間の運営を行うものである。

- (5) 事業方式；DBO方式による

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

別途に示す入札説明書「IV 入札に関する事項 4 参加資格要件」のとおりとする。

3 提出書類 入札に関する提出書類は、別途「提出書類の作成要綱」に定める。

4 入札日程等 本事業の実施スケジュールは、次のとおりを予定している。

内 容	日 程
①入札公告及び入札説明書等の公表・交付	平成 28 年 12 月 6 日 (火)
②入札参加資格審査書類受付期限	平成 29 年 1 月 20 日 (金)
③概要説明会用資料受付期限	平成 29 年 2 月 10 日 (金)
④概要説明会	平成 29 年 2 月 21 日 (火) ~ 平成 29 年 2 月 22 日 (水)
⑤事業提案書の受付期限	平成 29 年 4 月 3 日 (月)
⑥落札者決定及び公表	平成 29 年 5 月中旬
⑦基本協定締結	平成 29 年 5 月下旬
⑧仮契約の締結	平成 29 年 7 月中旬
⑨事業契約の締結	平成 29 年 7 月下旬

※ 詳細は別途に示す入札説明書「IV 入札に関する事項 1 入札に関するスケジュール」のとおりとする。

なお、上記スケジュールに変更が生じる場合は、その内容を公表する。

5 入札方法等

- (1) 応募者の代表企業が担当部署へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。
- (2) 代理人が入札するときは、委任状を提出するとともに、入札書には代理人が記名押印すること。
- (3) 入札当日の気象条件（大雨、台風接近等）により入札の執行に支障が生じることが予想される場合は自己の責任とする。
- (4) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 落札者の決定

別途に示す入札説明書「V 応募者の審査及び落札者の選定 2 落札者の決定方法」のとおりとする。

## 7 最低制限価格は設けない。

## 8 入札保証金

入札保証金の額は、入札見積金額の100分の5に相当する金額とする。ただし、五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号。以下「財務規則」という。）第74条の規定による免除又は減額に該当する場合は、平成29年1月31日（火）までに別途通知する。

## 9 契約保証金

別途に示す入札説明書「VII 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項 6 入札保証金及び契約保証金 (2) 契約保証金等」のとおりとする。

## 10 支払条件

別途に示す建設工事請負契約書（案）「第3章 設計・建設業務費等」及び運營業務委託契約書（案）「運營業務委託費の支払い」のとおりとする。

## 11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

なお、無効となった者は、再度入札に参加できないものとする。

- (1) 資格要件を満たさない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定又は契約担任者において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項に対して2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が他人の代理を兼ねたとき、又は2人以上の代理をしたとき。
- (5) 入札者が連合して入札したとき。

- (6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 入札書に記名押印がないとき、その他必要な記載事項を確認できないとき。

## 1 2 虚偽記載があった場合の措置

3に定める入札参加資格等の確認に必要な提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、五島市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成16年五島市訓令第57号）に基づき指名停止となる場合がある。

## 1 3 その他

(1) その他入札及び契約に関する事項は、財務規則、五島市建設工事執行規則及び、別途に示す入札説明書のとおりとする。

(2) この公告は、五島市ホームページに掲載する。

(<http://garoonweb30.city.goto.nagasaki.jp/grn/portal/index.csp?pid=4>)

(3) 不明な点に関する問合せ先

五島市 生活環境課 電話 0959-72-6116 FAX 0959-74-1994